

### 【平成19年度決算等について質疑】

#### 山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。決算委員会は初めての出席でありまして、行儀作法がよく分からないというところでもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石破大臣は各方面におきまして大活躍で、とりわけ難しい問題を大変抱えておられるというのを今日の今の場面でもよく承知したわけでありましたが、私の方は、日ごろ農林水産予算とそれと決算につきましていろいろ疑問なり感じておりますことを中心にしながら質疑をさせていただきます。

私が一番心配しておりますのは、これは、私が今資料を配りました一ページの資料でありますけれど、ともかく農林水産予算が年々低下しているということでもあります。この最初のページの資料を見ていただきましても、二十年度は補正でどうにか前年を上回っているわけでありまして、また、二十一年度も補正が成立すれば前年を上回ることになるわけでありまして、傾向的に大きく下がっているわけでありまして。

続いて、二ページの資料を御覧になっていただきますと、これは平成元年から平成二十一年までの資料であります。平成五年を一番頂点にしまして、二十一年度は額でも半減していることとなります。いずれにしろ、この近年の様子は、大変大きな低下の傾向を示していることとなります。国全体の一般会計歳出に占める割合も、これ、平成五年の六・一三%が二十一年度予算では二・八九%へとまさに半減していることが見て取ることができます。

次の三ページにありますように、国の全体の歳出の内、一般会計歳出に占める国債費や地方税交付金ですね、この割合が増えてきているということがあるものですから、全体としてそういう面では一般歳出が抑制されてきているわけでありまして。しかし、それにしても、国債費や地方交付税交付金を除いた一般歳出の中に占めます農林水産予算の割合も、これは平成五年の一・五%から、さらには平成二十年度、これは補正予算も加えました数字になるんですが、六・四%へと低下しているわけだし、それから、平成二十一年度は、これは当初予算だけですが、これで見ましても五%を切る四・九五%へと低下していることになるわけです。

こうした実態を石破大臣はどう受け止めておられるか、お聞きいたします。

#### 国務大臣（石破茂君）

私が知ります限り、委員が丁寧なグラフをお示しをいただきましたが、農林水産関係予算が一番多かったのは昭和の五十七年度でございます。予算総額で三兆七千億円というものがございました。直近では、委員がお示しのとおり平成十六年度ということになりますが、昭和の御代では三兆七千億円なぞという、そんな時代もあったということだというふうに承知をいたしております。

これは、まさしく国債費が増えた、そしてまた社会保障関係の予算が上がった、当省で申し上げれば、公共事業費が減った、あとは食管の経費が相当に落ちたというこ

とに由来する部分もございまして、一般的な政策的な経費ということでは、何とか何とか予算のピーク時とほぼ遜色ない水準を維持してある、一般的な政策的経費というものでございますが、何とか維持をしてきたというふうには考えております。

ただ、私はこれから先、ここはまた委員と農林水産委員会の場でいろんな議論をさせていただき、御教示を賜りたいと思うのですが、結局、農林水産業を強くしていこうと思えば、やはり投資が必要なのではないかとというふうに思っております。投資をし、いかにしてコストを下げ、そしてまた、いかにして付加価値を上げ、農業を産業として、林業を産業として、水産業を産業として、これ口で言うのは簡単なのですが、物すごく難しいということは委員が一番よく御案内のとおりでございます。

投資をしなければコストは下がらない、投資をしていかなければ付加価値は上がらないということで、今、国会に二十一年度補正予算、一兆三百億というものでございますが、これをお願いしておるとということが一つございます。それをやっていかなければならないというふうに考えておきまして、農林水産予算というものは、政策的経費もそうでございますし、それ以外もそうですが、私は食料生産というものあるいは国土保全というものを考えたときに、やはり増額というふうに転じていかなければならない時期に来ているのではないかとこの思いはございます。あわせまして、幾ら付加価値を上げるだのコストを下げるだの言いましても、そういうことがまず難しい地域というものがあるからでございます。そこに対してどのような手を打っていくかということ、私は納税者の御理解を得ながらきちんと確保していきたいというふうに思っております。なお今後とも委員のお知恵を借りたいと思うゆえんでございます。

### 山田俊男君

大臣から、食管の経費が大きく減ってきていることも農林水産予算全体を減らしてきているということにつながっている部分もあるというお話があったわけで、事実そうであります。食管経費が減っているというその分だけ、かつては国が米価を決めていたわけですから、そうするとそれに伴います米価を決めていくことにおける補てんの水準が間違いなく減ったこと、さらには、生産調整をずっとやっているわけですが、生産調整に対します生産調整助成金の水準も実は大きく減っている。そのことが食管経費を削減させてきていることになります。要は、その分だけ米の生産に取り組む環境が大変悪くなっているという、かつてはそれこそ三兆円を超える米の総生産額があったものが今や一兆七、八千億の段階に減ってきているというのは端的にそのことを示していると、こんなふうに思うところであります。

もう一方、農林水産予算がこういう形で割合を低下させている原因の一つに、公共事業が年々削減されてきたということも背景にあるかというふうに思います。ところで、それじゃ、国の全体の公共事業を一般歳出から削減した内容、さらに、農林水産予算から公共事業を全部引いたもの、この一般事業に出している予算の比較だけを見ましても農林水産予算の割合は減ってきているということがあるわけであります。

こうした背景には、これはもう一つ、四ページの表を御覧になっていただきますけ

れど、国内総生産に占めます農林水産総生産の割合がかくのごとく低下しているわけです。古い話であります、昭和三十五年の水準は八・六%もあったのが最近時の、取り得る最近の数字では〇・九七%、とうとう一%の水準を切ったということがあるわけで、それからもう一つの表を御覧いただきますが、次のページです。

農業就業者数も減ってきているわけでありまして、かつては、全体の就業者に占める農業者の割合は、そこにありますが昭和三十八年の時点で二六%あったものが現時点、最近時の数字では三・八四%まで低下している。過保護農業だというふうな議論が、市場原理を標榜する皆さん、農業の構造改革を主張する皆さん、学者辺りから出てくるときには、いまだに農業が非常に過保護で予算も使っているというふうに言いますけれど、これ見てもらえば明らかなように大変予算も減っているし、さらには就業者の割合も農業総生産額の割合も低下させてきているわけでありまして。

要は、大事なものは、国土の大小や気候風土に左右されない製造業等は、それこそこの国の在り方の基本として輸出拡大で生産額を増やしてきている、また増やすことができたということがあります。一方、農林水産業は事業の特性からして、国内の農地だったりそれから林地だったり、そうした国土に制約されて、その上で生産を担ってきているということがあるわけです。しかし、どう考えてみてもこれは明らかなんですけれど、製造業もこの国土の上に、我が国のこの制約された国土の上に成り立っているわけでありまして、国民生活もこの国土の上でなされているわけでありまして。じゃ、その国土をしっかりと景観維持も含めて多面的な機能を農業生産で果たしているという部分があるわけですから、この点についてしっかり評価するという予算編成の形をつくってこれなかったのではないかとということがやはりあるんだというふうに思います。

大臣、昨日のテレビでもおっしゃっておられて、よくじっと見させてもらいましたわけですが、耕作放棄地があると、さらに担い手が高齢化して後継者がいないと、大変な危機であります。しかし、これは一面では、農林水産業へのこうした予算の配分をこんな形で減らしてきて、そして多様な対策を打ち切れなくてきているという側面がここにあるんじゃないかと、こんなふうに思うところでありまして、是非大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

### 国務大臣（石破茂君）

それはもう委員といても議論させていただきますように、とにかく人、金、物、この三つがもう長期低落傾向で、金でいえば、もう農業所得、コストを引いた所得というのは十五年間で半分になったということでもあります。

そして、委員がグラフでお示しをいただきましたが、基幹的農業従事者、あなたの仕事は何ですかと聞かれて、私の仕事は農業ですという基幹的農業従事者、これは六割が六十五歳以上であると。十年前は六割が五十五歳以上で、二十年前は六割が四十五歳以上で、ということは、十年たったら日本の基幹的農業従事者は六割が七十五歳以上という時代が間違いなく来るわけで、人も金も、そして耕作放棄地もすべてがず

っと低減傾向にあるというのが現状でございます。ですから、今まさしく変えていかねばならないので、何年後みたいな悠長な話をしても仕方がないと。ですから、平成二十一年度補正予算は一兆円というのをお願いをして、今御審議をいただいております。

その中において、やはり私は、今積極的な投資を行っていかねばならないということをお願いしました。あわせて、そういうふうにもうどう見たって条件が不利でどうにもならないという地域に対してもっといろんな多様な政策が打てないものであろうかということで、これは委員の方が私よりも何倍も御存じでいらっしゃるんですが、ヨーロッパにおけるそういう制度はどのようなものなのか、フランスにおいてどうであり、ドイツでどうであり、スイスでどうであり。そういうことがいかなる納税者の理解の下に支えられているかということで、きめの細かい政策を更に講じる必要があるだろうと思っております。

中山間地直接支払の事業というものも大変各地から評価をいただいておりますが、今省内にプロジェクトチームを立ち上げまして、これをどのようにやっていくか、更にきめ細かく更に拡充していく必要があるのではないかという議論を今いたしておるところでございます。

委員御指摘のように、納税者の御理解を得ながら、本当に農業が果たすべき役割にふさわしい投資的な予算、そしてまた社会保障的な予算というものをきちんと組んでいきたい、そういう意味での御指摘だと承りました。

### 山田俊男君

大臣が今もおっしゃいましたように、国民全体、消費者の理解を得るための様々な取組をやっておられるということを私もよく見ているところであります。

ただ、その場合、大事なことは、かくのごとく農林水産予算が減じている中で政策展開で大きな制約を受けている。だから、農林水産業が果たしている役割を高らかに大臣におっしゃっていただくという観点、今もおっしゃっていただいたわけですが、その観点が大変私は大事だというふうに思っております、ややもすると、マスコミもそうですが、報道機関もそうですが、生産調整の是非やそれからその方法についてだけ議論をしてしまうと、この大事なところが国民にうまく訴えられないといえますか、理解してもらえないところがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、どうぞ高らかに農林水産業の役割を訴えていただきたい、こんなふうをお願いするところであります。

続いて、最近の特徴として、各種の補助金が交付金に大きくくりされているわけです。例えば、強い農業づくり交付金などは交付金として大きくくりされた一つの例であります。こういう形で大きくくりしていくことのいいのは、事業の垣根を取り払って、地域の実態を踏まえて対応できるか、使えるかということ。それから、限られた財源を融通して弾力化できる、融通も程度があるというふうに思いますが、弾力化できるということ。

## 参議院決算委員会 / 2009年5月11日

一方、どうも悪いのは、事業の内容が大変分かりにくい。さらには、農林水産省の内部におきましても複数の局にまたがる事業になっていまして、どこが担当なのかよく分からないようなところが指摘されてもいるわけです。

一体この交付金の仕組みのねらいは何だったのか、その効果はどんなふうに評価できるのか、農林水産予算の構造の問題に関係するかというふうに思いますが、その点、大臣にお聞きしたいと思います。

### 国務大臣（石破茂君）

まさしくこの補助金が交付金になったと、このことはどうだというお話でございますが、従来の補助金というのは国が必要以上に事細かにああたのこうだのということとで審査を行う、よって地方は主体性が全然発揮できないということがございましたので、十七年度予算以降、地方向けの補助金は思い切って交付金化をしたということとであります。

入口が大事なのではない、出口が大事なのだという考え方の下に事後評価を重視する、採択時にあれやこれや細部まで審査を行わないということで地方の自由度を大幅に引き上げたのでございますけれども、しかしながら今委員の御指摘にありますように、大きな効果はありましたが、大きくりにしました結果として一つの交付金の担当部局がたくさんできてしまったということで、何が何だか訳が分からぬというようなことになってしまったことも事実として反省をしていかねばなりません。

私どもとして、地方農政局単位ではやったことがあるのですが、逆引き表というのを作ってみて、あなたは何がやりたいですかと、あなたは農協なのですか、認定農業者ですか、何なのですかというこういう逆引き表を作ってみまして、それで持っていたところ、ある人があることをやりたいというときにもう事業が二十ぐらいあるというようなことが起こりまして、一体どこの管轄なんだか、どれが一番その人に合ったんだか訳が分からぬというようなことになってしまいました。

よって、この二十年度補正予算あるいは二十一年度予算そして今御審議をいただいております二十一年度補正予算につきましては、とにかく漁業者の方、林業者の方、農業者の方、そして広く農業者の皆さんといたって、これ農業者というものがあるわけではございません、そう茫漠たるものがあるわけではないので、加工用野菜を作りたいと思っている野菜農家の皆さんとか、やってくれる人がいなくて困っている耕作放棄地所有者の皆さんとか、要するにどの方に我々は政策を発しようとしているのか、そのためにどのような事業があり、申請のためにどのような手続が必要でというようなことがスーパーのチラシみたいに本当に一目で分かるというものに全部整理をし直さなければ、当省の政策が理解されることはあり得ないということを私は申し上げておるわけでございます。

そういうような意識の下に省内でそういうようなプロジェクトを立ち上げて今やっておるところでございますが、また補助金の整理統合等々につきましても、近藤副大臣を長といたしまして議論を進めておるところでございます。

そしてまた、申請書類も何かやろうとすると二十枚ぐらい書類書かなきゃいかぬと。おれは農業をするのが仕事であって書類書くのは仕事じゃない、こんな面倒くさいことをやるんだったらもう要らぬというようなところがあることも残念ながら事実でございます。そこをきちんとしていかねばならないのであって、交付金にまとめたからそれでいいなぞとは思っておりません。

実際に、政策は商品であり、使っていただくのは農業者の皆様、漁業者の皆様、林業者の皆様。政策がきちんと執行できないというのは、それは商品が悪いのか、商品の提示の仕方が悪いのか、どちらにしても私どもの責任でございます。

### 山田俊男君

大臣のスーパーのチラシみたいによく分かるようなものにしていかなくちゃいかぬというのは賛成でありますので、どんどんその形で進めてもらえばと、こんなふうに思います。

もう一つ心配なのは、地方の段階においても農林水産業への支出が減ってきているということでもあります。

これは三位一体改革も影響しているのかというふうに思います。要は、財源を国から地方へ移管すると。その一方で、見合いで国からの補助金や地方交付税交付金を減らすということをやってきたんですが、残念ながら地方における財源、財政収入が思うように増えていないということが影響しているのかというふうに思います。

ちなみに、これを地方財政白書から見てみましても、平成十三年に都道府県での支出は四兆三千億円、市町村では二兆一千億円、これ農林水産業への支出です。重複を除いた純計で五兆五千億円なんです。ところが、平成十八年度では純計で三兆七千五百億円に大きく減ってきているわけです。

大臣、地方でもこうした支出が減っているということが要は地方における様々な農林水産関係の取組を弱めているんじゃないかというふうに心配するわけですが、大臣の見解をお聞きします。

### 国務大臣（石破茂君）

おっしゃることは事実でございます。ですから、私どもとして、とにかく交付金化を図るということをやってきました。あるいは、総務省と連携をしながら十分な地財措置が講ぜられるようにやっていかねばならないということ。

もう一つは、都道府県が関与や負担がないような地域レベルの事業実施主体を国が直接採択する事業実施方式、これを取り入れていかねばならないと思っております。

受益があるんだから負担をなさいよと言われても、それはとてもできないというところもございませぬ。そしてまた、公益性というものを考えたときに、応益負担、応能負担などということを行うつもりもございませぬが、本当にそれ地方の受益として地方が負担するものなのか、あるいはその能力が本当にあるかないか、ないんだったらどうなっても知らないよみたいな話はかなりひどい話でございまして、できるだけ

## 参議院決算委員会 / 2009年5月11日

都道府県の負担がないような事業というものをやっていかねばならないというふう  
に考えております。

地方の財政が非常に厳しいことによって今のような現状が起こっているとい  
うこととの認識は、委員の御指摘を踏まえ、更に強く持っていきたいと考えております。

### 山田俊男君

大臣、衆議院の予算委員会の大員御出席があるようでありますので、私はもう大  
臣はこれで結構であります、改めてまた別の機会にしっかり議論させていただいた  
ら有り難い、こんなふうに思います。

### 委員長（家西悟君）

石破大臣、御退席いただいて結構でございます。

### 山田俊男君

ところで、農林省の佐藤官房長にお聞きしますが、この交付金とは別に、産地づく  
り交付金や担い手対策事業等について、自治体や関係団体や農林水産業者による協議  
会方式を最近取ってきておられる例が増えているということを知っています。この  
場合、都道府県や市町村による責任ある対応がややもすると希薄になるのではない  
かという心配なんです。

この協議会方式の支出が増えてくる中で、国の事業だからということで、都道府県  
や市町村がこれら事業に、これは都道府県や市町村に悪いんですけども、ややもす  
ると積極的に関与しないで、そして予算も支出しないし、体制もつくと、協議  
会に任せるわみたいな形になっているんじゃないかということです。

その結果として、地方の財政難も加わりまして、地方自治体の農林水産業への取組  
が弱くなってきているんじゃないかというふうに考えているんですが、どんなふう  
に受け止めておられますか、お聞きします。

### 政府参考人（佐藤正典君）

御説明いたします。

地方の自主性を重視する観点から、地方向けの補助金の交付金化を進める一方で、  
委員御指摘のように、食料自給率の向上など、国として責任を持って政策効果を発揮  
すべき事業につきまして、明確な政策目標の下、国が直接事業実施主体を採択する方  
式が望ましい場合がございます。御指摘の協議会は、このような直接採択方式の事業  
実施主体として、専門的な知識を有し、あるいは事業内容に精通している地域の関係  
団体等が組織するものでございます。

こうした協議会につきまして、責任を持ってきちんとやっていただくということで、  
代表者の定めがあること、あるいは会計処理、内部監査等を明確にした規約を備えて  
いること、一つの事務手続につき複数の者が関与すること、二名以上の監事を置くこ

と等を設立の要件としておりまして、責任ある事業執行体制となるように指導しているところでございます。また、こうした中におきましても、県あるいは市町村の御協力はしっかりしていただく必要があろうかというふうに思っているところでございます。また、協議会に対しまして補助金等を交付するに当たりまして、補助金適正化法に基づく手続により適正な予算の執行が図られるような措置もされているところでございます。

しっかりやってまいりたいと思います。

### 山田俊男君

この協議会方式で支出する形、今もありましたが、いい面もあるし、それからやっぱり心配する部分もあるわけです。

私は、心配する部分で二つあるというふうに思います。一つは、要は、地方自治体も一緒にこの国の事業と併せて負担しなきゃいかぬときに、地方自治体分の負担をややもすると負担できないからといってこの国の事業そのものに十分参加しないといえますか、内容によっては機能しないという側面があるんじゃないかということと、二つ目は、事務負担が協議会の負担になるものですから協議会が大変苦勞するということでもあります。

最初の、ややもすると地方自治体が負担を十分できないために国の事業が進まなくなってきたんじゃないかという実態については、例えば農地・水・環境保全対策の支払については地方自治体に予算がないために取組が進まないという実態があるやに意見を聞くところではありますが、この点はどんなふうに受け止めておられますか。これは吉村局長にお願いします。

### 政府参考人（吉村馨君）

農地・水・環境保全対策についての、特に地方負担の問題のお尋ねでございますけれども、農地・水・環境保全対策の取組は、これは農業者だけではなくて地域住民全体の利益につながるものということで、やはり地方公共団体においても応分の負担をしていただくということが適当であるというふうに考えておりまして、実際には都道府県が四分の一、市町村が四分の一、それぞれ負担をしていただいているところでございます。

本対策に係ります地方負担につきましては、地方からの要望を踏まえ、総務省とも御相談をして、普通交付税と特別交付税を組み合わせることにによりまして、地方公共団体の負担実態に応じた手厚い地方財政措置が講じられているところでもあります。こういった措置が講じられたこともありまして、平成二十年度には、前年と比べて面積で二十万ヘクタール増加して百三十六万ヘクタールの農地を対象に、活動組織で千九百増加いたしまして一万九千の活動組織が本対策に取り組んでいるところでございます。

委員御指摘のございましたように、地方公共団体の財政事情によりましてこの対策

に取り組むことができていない地域があるということはもちろん私どもも承知をしております。農林水産省としましては、今後とも本対策が更に活用されるように、特に全国段階あるいは地方の段階でシンポジウムなんかもやって、この対策の有用性というのをよく地域の方々に理解していただいて、下からも押し上げるような形でこの対策が更に活用されるように努めていきたいというふうに考えております。

**山田俊男君**

対象面積が実績として増えてきているぞというふうにおっしゃるわけですから私も心配しませんが、是非、国のしかるべく対策を着実に打っていただきたい、こんなふうにそれは思います。

もう一つは事務負担についてであります。これら交付金事業の実施に当たりまして事務負担が大変増えたと、また難しくなったという地方の声が聞こえる。ところが、それに対して、大臣もさっきおっしゃってもらったように、近藤副大臣を中心にしてかなり思い切った対策を講じてもらっているということで承知しているわけですが、改善はどんな形で進んでいるんですか、お聞きします。

**副大臣（近藤基彦君）**

山田委員のお話のとおり、昨年九月に、私が座長となりまして補助事業申請手続簡素化等プロジェクトチームというのを立ち上げさせていただきました。この事業では、農林漁業者自らが申請を行う七十二の補助事業について見直しをさせていただきました。

見直しの内容は、とにかく申請書類の枚数を減らす、それから申請回数をできる限り減らしていく、そして見やすくする、それから書く欄等を大きくする、それからできる限り書くというよりもチェック、チェックシート等を使って簡単にするという事で、現実的にはこの七十二事業、平均をして、申請書類の枚数で四割以上、それから申請回数、これは四半期ごととか上半期、下半期とかいろいろあるわけでありまして、これを申請の報告や回数を二割以上削減をさせていただきました。

ただ、これは七十二事業のことでありますし、また昨年も補正予算、あるいは今御審議をさせていただいている今年度の補正予算等に新規事業もまた含まれておりますので、このことに関しても、当初から申請書類を簡素化をするように指示を出し、そして最終的には我々のチームでチェックをするという形にしております。

どうぞ先生方の方も、この申請書類、地元へ行ったらちょっと面倒だぞと言っているというお声がありましたら具体にお聞かせをいただければ、私どものプロジェクトチームで簡素化、できる限り簡素化をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**山田俊男君**

相当な簡素化をしたということをお聞きしております。申請書類や報告書の削減、

## 参議院決算委員会 / 2009年5月11日

分量の大幅な削減をやってもらっているということも聞いていますので、成果が出るように着実にやってもらいたいと思うんです。

ところで、例えば経営所得安定対策ありますね。これも国の直轄事業でやっているわけですが、これは申請は農政事務所に申請書類を出すという方式なんです。しかし、実際の生産者の申請書類の実務、事務は生産者の組織でありますＪＡ等が担う形が大変増えているわけでありまして、ＪＡ等へ参りますと、ともかく営農指導員の机の前に申請書類がどんと積み上がって、これをこなしているんですよというふうに言っているわけでありまして。

今度の取組の中で相当改善されるのかというふうに思いますが、この本来の事業がなかなかできなくて、その申請事務に忙殺されているという実態について、やはり是非対策を講じていかなきゃいかぬのじゃないかと、こんなふうに思いますが、副大臣、お考えをお聞かせください。

### 副大臣（近藤基彦君）

おっしゃるとおりでありまして、まだまだ足りないところはたくさんあるだろうと思っております。

申請書類をできるだけ簡素にといても、税金を投入をして国民の税金を使うわけでありまして、何もなしというわけにはいきませんし、ある程度のものはやっぱり必要だろうと思っておりますが、それにしてもまだまだ工夫するところがたくさんあるだろうと思っておりますので、そこは真摯に受け止めて、できる限りの対策は講じていきたいと思っております。

### 山田俊男君

決算委員会ですから、私の単純な頭からすると、会計検査院にもちゃんと聞かなきゃいかぬのじゃないかというふうに思ったりしているんですが、今の事務の合理化問題と関連しまして、私は、会計検査は必ず必要なんです。

ところが、農林水産省からとってみますと多分、ないしは事務負担をやっております市町村やＪＡ等からとってみますと、どうしても会計検査があるために、当然必要なんです。しかし会計検査を受ける方はそれを意識する余りどうも思い切った対策が取れないで、従来ともかなり複雑な仕組みないしは内容で記入していかぬといかぬということになってしまっているんじゃないのかということに心配するわけでありまして。事業が効果的に実施されるために最低限のことはもちろん備えななきゃいかぬわけでありまして、地域の実態を踏まえたものにしななきゃいかぬのじゃないのかと、こんなふうに思います。

事務負担の軽減について、会計検査院の考え方をお聞きしたいと思っております。

### 説明員（金刺保君）

お答えいたします。

## 参議院決算委員会 / 2009年5月11日

会計検査院といたしましては、補助金の原資が国民の税金でありますことから、補助事業者において補助事業が適正に執行したことを説明できることが必要であると考えております。

補助金の申請書類につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第五条によりまして、政令及び各省各庁の長が定めることになっております。また、補助金の申請事務の簡素化に当たりましては、各省各庁において補助金の適正な執行を図る上で必要な範囲において実施されるものと考えております。

会計検査院は、従来から補助事業者の事務負担について十分配慮して検査を実施してまいりましたが、今後の検査に当たりまして、ただいまの先生の御指摘を踏まえ、補助事業者の事務負担に引き続き留意してまいります。

以上でございます。

### 山田俊男君

補助事業者の事務負担に留意して進めると、こんなふうに会計検査院はおっしゃっているわけですから、その線で今後御配慮を願いたいと強くお願いするところであります。

ところで、今度は、この交付金事業の実施に当たって二つの点について御質問をしますが、ポイント制が採用されているんですね。客観性や透明性を確保するという観点からしてそれは望ましいというふうに思います。ただ、どうも、先行して実施したところは相当な取組をやってきたわけですから改めてポイントが上がるかといったら、もう上げてしまっているわけだからそれ以上ポイントは上がらないという意見も聞いたりしています。それから、現行の評価が低いんだけれども、いや、取組いかんによっては評価を大きく上げることができるんだけれども、その結果が今の段階ではまだ出ないんだという意見、こうしたポイント制について意見があります。

否定するわけじゃないんですが、ポイント制の運営についていろんな工夫があってもいいんじゃないかと、こんなふうに思いますが、本川局長が担当ですかね、お願いします。

### 政府参考人（本川一善君）

御指摘のように、例えば私どもの強い農業づくり交付金、これはカントリーエレベーターでありますとか、野菜や果樹の出荷施設でありますとか、そういうものを整備する施設であります。通常、予算を上回る申請が上がってまいります。その中で、どういうところ、どういう地域にお金を配分をするかということを決めなければいけません。そのときに、やはり客観性なり透明性を確保する観点から、事業者の方が立てられる成果目標、こういったものをポイントにいたしまして、その高い順から採択をしていくというようなことを行っております。

御指摘のように、確かに今カントリーエレベーターがない地域と、それから既にカントリーエレベーターがあってそれを改修したいという二つの要請が上がってきた

場合に、やはり日本農業全体を底上げするという観点からいきますれば、今ないところに整備をするというようなところをまずは優先をしがちでございます。

ただ一方で、先に取り組まれたそういう優良産地の方々が更に追加的なことをやって更にレベルアップを図りたいということも理解できるわけでありまして、そういうものに対応するために、例えば現況の水準の高さ、今努力をしていただいて一定の水準に達している、こういったこともポイントの中に勘案できるように反映させるような工夫も行ってきているところでございまして、これ以外にも直接採択事業でありますとか、一般的なそういう、強い農業づくり交付金以外に、もう少し高いレベルを個別でやってみたいというような場合に直接採択の事業、こういったものを用意しておりますので、こうした措置も併せて運営をしながら先進地域の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

### 山田俊男君

どうぞ、その進め方で工夫しながら、地域の実態に合わせて、また関係者の意欲、それもしっかり酌み取るような対策を講じてもらいたいと、こんなふうに思います。

もう一点、この事業の実施に当たりましてよく聞く意見でありまして、造林や間伐等の事業に関連して、これは内藤林野庁長官にお願いしたいんですが、公平性と透明性を確保するために競争入札が前提だということで、これはこれでいいと思うんですが、この場合、安ければいいと言えないところもあるわけでありまして。地域の企業の生かし方や事業の継続の問題、これらへの配慮をしないとスムーズに進まない。今、競争入札をやると、建設会社が、今仕事がないから、それじゃその事業をいただきますと手を挙げて、そこへ落とした。ところが、事業の継続性がなくて、この次どうするかといったときに実施できないという問題を抱えていて本当に困っているんだということを聞くわけでありまして、これらについてやはり工夫がこれも必要だというふうに考えますが、いかがですか。

### 政府参考人（内藤邦男君）

林野庁が実施します国有林野事業におけます間伐と造林事業の発注に当たりましては、委員御指摘のとおり、より一層の公平を図る観点から、随意契約から転換しまして、平成十九年十月以降、一般競争入札を原則として導入したところであります。

しかしながら、この価格だけで落札が決定される最低価格落札方式だけでは事業品質の確保などの点で懸念があるということがあるわけでありまして、今年度から入札方式の改善を図ることとしております。具体的には、最低価格落札方式だけではなくて、価格以外の技術力あるいは創意工夫、地域への貢献などを評価しまして価格との総合点で落札者が決定できる総合評価落札方式も導入していく考えでございます。

### 山田俊男君

ありがとうございました。今年から実施に移すということですので、着実に

定着させてもらいたい、こうお願いします。

最後に、農林漁業金融公庫の事業について質問いたしますが、農業融資について地方の銀行等との業務提携が進んでいる、こう連日新聞に、連日と言うほどではありませんが、新聞によく、こんな形で提携した、提携したと、こんなふうに融資の枠が拡大しているという報道を見かけるわけですが、業務提携はどんな形で実施されているんですか、お聞きします。

**参考人（坂野雅敏君）**

日本政策金融公庫は、民間金融機関が農業融資へ参入するのを支援するため、系統金融機関のほか地方銀行、信用金庫など全部で二百十の民間金融機関と協調融資や人材交流を図る業務協力協定を締結したところであります。

業務協力金融機関に対しては、金融機関の目線で農業融資に役立つ業界レポートなどを提供したり、また農業経営体の信用力を判定する情報を提供するなどを通じ、農業融資ノウハウの普及に努めているところであります。

**山田俊男君**

農協、信連、農林中金との関係はどうなっていますか、お聞きします。

**参考人（坂野雅敏君）**

日本政策金融公庫の農業融資と系統金融機関の関係につきましては、農協系統は資金調達の大が一年物の貯金であることからその融資も償還期間が十年以下の短中期の運転資金、施設資金が中心となっていること、他方、公庫融資は民間では対応できない分野を担当することとし、財政投融资資金借入を活用して基本的に十五年以上の長期、大型の設備資金、施設資金が中心となっていることなどから、両者は基本的には役割分担がなされていることと認識しております。この結果、農業経営に利用される公庫融資のうち、公庫からの直接貸付けのものは全体の約三割、系統金融機関などを通じた委託貸付けによるものが約七割を占めております。

公庫としては、公庫発足以来のパートナーである系統金融機関とは今後とも協力して国内農業の振興のため努力していきたいと考えております。

**山田俊男君**

地方銀行等との連携のことばかりが新聞に出るんじゃなくて、農協、信連、農林中金ともどんなふうに連携しているのかちゃんと新聞に出るようにしっかりやっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

以上